

議第 8 号議案

高額療養費の自己負担限度額の引下げを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者	新座市議会議員	高 邑 朋 矢
賛成者	//	上田美小枝
	//	石 島 陽 子
	//	笠 原 進
	//	黒 田 実 樹
	//	小 野 大 輔
	//	小野由美子

提 案 理 由

難病で苦しむ方たちの生存権を保障するため、この案を提出する。

高額療養費の自己負担限度額の引下げを求める意見書

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。この自己負担限度額を引き上げるとした政府の方針に対し、患者団体をはじめとする多くの国民が声を上げ、石破首相は限度額の引上げを見送る方針を表明しました。

このことで、現在の自己負担限度額でも難病患者やその家族は多くの負担を負わされていることが明らかになってきました。日本国憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。この生存権を保障するには、現在の「高額療養費の自己負担限度額」でも高額過ぎるのです。

難病で苦しむ方たちの生存権を確保するためには、国が今以上に医療費の負担をすべきです。多くの国民は高い国保税で苦しんでいます。難病になっただけでも絶望したくなるのに、その上に高額療養費の自己負担を背負わされたのではたまりません。日本国政府には全ての日本国民を守る責務があるのです。

以上のことから、高額療養費の自己負担限度額の引上げ中止はもちろん、自己負担限度額を引き下げよう国に求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年3月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様